

登校許可証明書

【出席停止となった幼児・児童・生徒】

千葉大学教育学部附属（幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校）

部 年 組（氏名）

上記の者は下記の疾患によって、平成_____年_____月_____日より療養中のところ、現在軽快し、平成_____年_____月_____日より登校許可を与えることが可能な状態であることを証明します。

○印	疾患名	出席停止の期間の基準（医師の判断）
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症が回復するまで
	ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登校可能
	手足口病	全身状態の安定した者は登校可能
	伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆えれば登校可能、覆えない場合は痂皮が脱落するまで
	その他（ ）	
学校生活での注意事項		

本証明書作成日 平成_____年_____月_____日

医療機関名・医師名 _____ 印

本証明書の様式は千葉大学総合安全衛生管理機構の助言のもとに、千葉大学医学部附属病院医師及び千葉大学教育学部附属学校園学校医の監修を経て作成したものです。